

令和2年11月定例会

総務委員会説明資料

徳島県警察本部

目

次

I	提出予定案件		1
1	その他の議案等		1
(1)	条例案		1
	徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び		
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について		1

I 提出予定案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

ア 改正の理由

令和2年11月6日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正

a 期末手当の改定

(a) 12月期の支給割合を100分の125（特定幹部警察職員にあっては、100分の105）に引き下げることとした。

(b) 6月期の支給割合を100分の127.5（特定幹部警察職員にあっては、100分の107.5）に引き下げ、12月期の支給割合を100分の127.5（特定幹部警察職員にあっては、100分の107.5）に引き上げることとした。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

a 期末手当の改定

(a) 12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとした。

(b) 6月期の支給割合を100分の167.5に引き下げ、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、イの(ア)のaの(b)及びイの(イ)のaの(b)については、令和3年4月1日から施行することとした。